

《江蘇省税関：特殊監督管理区域企業と国内区外企業との貨物貿易項目における人民元決済試行弁法》印刷配布に関する通知
蘇匯發〔2009〕62号

国家外貨管理局江蘇省各市中心支局・南京市各支局、江蘇省各省級中資外貨指定銀行・江蘇銀行、南京銀行、上海銀行南京分行、寧波銀行南京分行、スタンダードチャータード銀行南京分行・ベルギー連合銀行南京分行・恒生銀行南京分行、東亜銀行南京分行：

貿易の利便性のよりいっそうの促進、税関特殊監督管理区域企業と国内区外企業間の貨物貿易決済の便宜のために、国家外貨管理局江蘇省分局は《江蘇省税関：特殊監督管理区域企業と国内区外企業との貨物貿易項目における人民元決済試行弁法》（以下《弁法》という）を制定し、区内、区外企業が人民元にて貿易項目の貨物代金の支払いをすることを認める。ここに《弁法》を諸氏に印刷配布するので、遵守のうえ執行されたし。

各中心支局は《弁法》を受取後、速やかに所轄管内各保稅監督管理区域管理機構及び銀行、企業等外貨関連主体に通知のこと。執行中に問題が起こった場合には、速やかに国家外貨管理局江蘇省分局經常項目管理所にフィードバックされたし。担当：劉鋼 連絡先電話：025-84790277 ファクス：025-84790373。

付属文書：1. 江蘇省税関：特殊監督管理区域企業と国内区外企業との貨物貿易項目における人民元決済試行弁法
2. 区内企業人民元決済統計表

二〇〇九年十月二十八日

付属文章 1

《江蘇省税関：特殊監督管理区域企業と国内区外企業との貨物貿易項目における人民元決済試行弁法》

第一章 總則

第一条 貿易の利便化のよりいっそうの促進、税関特殊監督管理区域企業と国内区外企業間の貨物貿易決済の便宜のために、《保稅監督管理区域外貨管理弁法》、《保稅監督管理区域外貨管理弁法操作規程》及び関連外貨管理規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法がいうところの税関特殊監督管理区域とは、批准を経て江蘇省内に設立された輸出加工区、保稅区、保稅物流園區、保稅港区、保稅物流中心及び綜合保稅区等税関が封鎖監督管理を実施する特定区域を指す。

第三条 本弁法がいうところの税関特殊監督管理区域内企業と国内区外企業との貨物貿易項目における人民元決済業務とは、江蘇省税関特殊監督管理区域企業（以下「区内企業」という）と江蘇省税関特殊監督管理区域以外企業（以下「区外企業」という）との貨物輸出入貿易項目における人民元建て決済を行う業務を指す。

第四条 区内企業が区内、区外貿易項目における人民元決済業務を行う必要がある場合には、当地外貨管理部門にて備案し、外貨局は区内企業の《保税監督管理区域外貨登記証》上に「人民元決済備案済み」と注記するとともに業務専用章を押印する。銀行は人民元決済備案手続きをしていない区内企業に人民元決済業務を提供してはならない。

第五条 区内企業が区外企業と貨物貿易項目における人民元決済を行う必要がある場合には、双方による人民元建て契約を締結しなければならない。区外企業は建てで作成した輸出入通関書類の手続きを申請し、区内企業は輸出入通関書類または出入国貨物備案リスト等の貨物監督管理証憑（上述証憑は以下「税関貨物監督管理証憑」という）の手続きを申請しなければならない。

第二章 区内企業輸入項目下決済

第六条 区内企業の区外からの貨物輸入人民元支払いについて、区外企業は輸出核銷と輸出外貨回収・人民元転オンライン検査等関連規定に従い関連手続きを行わなければならない。

第七条 区内企業が人民元貨物代金支払いを行う際、人民元支払い証憑上に「保税区企業輸入貨物代金」と明記し、受取銀行に資金性質の確認用に供しなければならない。同時に支払銀行に《保税監督管理区域外貨登記証》、輸入契約、輸入発票及び税関貨物監督管理証憑等の有効な証憑及び商業証票を提出し、支払銀行が振り替えする人民元資金用途の確認用に供しなければならない。

第八条 支払銀行は区内企業税関貨物監督管理証憑電子底帳の消し込み、完了しなければならない。税関貨物監督管理証憑が中国電子口岸執法システムに組み入れられていなければ、暫定的に電子底帳消し込み、完了等手続きをせずともよいが、銀行は紙ベース税関貨物監督管理証憑正本上に裏書きし、のちの検査用に関連証憑を保管しておかなければならない。

第九条 区外企業は区内企業の人民元貨物代金受領後、規定に従い輸出外貨回収・人民元転オンライン検査手続きをおこなうこと。

第十条 区外企業人民元受取銀行は区外企業が提供する材料に基づき、相応の人民元貨物代金に対し確認を行い、輸出外貨回収・人民元転オンライン検査弁法に従い区外企業のために相当の輸出可人民元回収可能限度額の消し込みをおこなうとともに、人民元輸出人民元回収核銷専用証憑を発行しなければならない。受取銀行は輸出人民元回収核銷専用証憑に「保税監督管理区貨物代金収入、オンライン検査済み」と明記するとともに、22桁の核銷人民元回収専用番号を記入しなければならない。

第十一条 区外企業は《輸出人民元回収核銷管理方法》が規定する核銷期限内に、以下の資料をもって登録地外貨局に核銷手続きにゆくこと。

1. 輸出人民元回収核銷報告表(一式二部)
2. 税関「検査済印」押印のある輸出人民元回収核銷単
3. 税関「検査済印」押印のある人民元建て輸出貨物通関書類
4. 区内企業の《保税監督管理区域外貨登記証》写し
5. 銀行が発行した人民元輸出人民元回収核銷専用証憑
6. 区内企業輸入通関書類または入国備案リスト電子底帳消し込み証明。中国電子口岸

執法システムに組み入れられておらず、電子底帳消し込み証明手続きができない場合には、税関「検査済印」押印のある人民元建ての区内企業の税関貨物監督管理証憑正本を提出のこと。

第三章 区内企業の輸出項目下決済

第十二条 区外企業が区内から輸入貨物の人民元支払いをする際は、人民元支払い証憑に「保税区企業輸出貨物代金」と明記し、受取銀行の資金性質の確認用に供しなければならない。

第十三条 区外企業が貨物到着後支払いの人民元業務を行う際は、以下の証憑をもって外貨指定銀行にて支払ならびに電子底帳消し込み手続きをしなければならない。

1. 税関の「検査済印」押印のある人民元建て輸入貨物通関書類
2. 区内企業の《保税監督管理区域外貨登記証》写し
3. 双方が締結した人民元建て契約、商業發票。

支払銀行は区外企業が提供する材料に基づき、企業のために人民元支払い手続きをし、かつ区外企業の輸入通関書類電子底帳の消し込み、完了しなければならない。

第十四条 区外企業の貨物到着後支払いの人民元支払業務は、銀行に契約、商業發票及び区内企業の《保税監督管理区域外貨登記証》写しを提出するとともに、契約に規定されて

いる貨物到着日後の45日以内に人民元建て輸入貨物通関書類と税関「検査済印」押印のある人民元建て区内企業税関貨物監督管理証憑を銀行に提出しなければならない。支払銀行は区外企業の輸入通関書類電子底帳の消し込み、完了を行う。

第十五条 区内企業の人民元受取銀行は区内企業が提供する材料に基づき、対応する人民元貨物代金性質の確認を行い、保税貨物項目の輸出貨物代金は、直接区内企業人民元口座に入れなければならない。非保税貨物項目の輸出貨物代金、規定に従い輸出外貨回収・人民元転オンライン検査手続きを行わなければならない。

第十六条 区内企業が区外に貨物輸出をするほか、区外企業が人民元で支払う場合、人民元建て輸入通関書類について、銀行は外貨購入・外貨支払い手続きをしてはならない。

第四章 附則

第十七条 区内、区外企業人民元収支は真実、合法的取引基礎がなければならない。決済銀行は取引証書の真実性及びそれと人民元収支との一致性について合理的な審査を行わなければならない。

第十八条 人民元決済を行う区内企業は毎月15日までに外貨局に《区内企業人民元決済統計表》を送付しなければならない。

第十九条 外貨局は銀行ならびに区内、区外企業の貿易項目の人民元決済状況について監督検査をおこない、外貨管理規定に違反する場合には《中華人民共和国外貨管理条例》及びその他外貨管理規定に従い処罰しなければならない。

第二十条 本弁法は国家外貨管理局江蘇省分局が解釈の責を負う。

第二十一条 本弁法は2009年11月1日より江蘇省内にて実施する。2009年8月3日に公布した《江蘇省税関：特殊監督管理区域企業と国内区外企業との貨物貿易項目における人民元決済弁法》（蘇匯發〔2009〕43号）は本弁法実施日より廃止する。

付属文章 2

区内企業人民元決済統計表

記入単位：

単位：万元

連絡担当者：

連絡電話番号：

日付

項目	当月通関		累計通関		当月収支 金額	累計収支 金額
	回数	金額	回数	金額		
区外企業への支払い人民元（輸入）						
区外企業からの人民元（輸出）						

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司/佐々木 清美）

SRIS